

平成22年度税制改正

～特殊支配同族会社の役員給与の

損金不算入制度が廃止されます～

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

<改正の内容>

平成22年度の税制改正により、特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち、給与所得控除額相当分を法人段階で損金不算入とする制度が廃止されました。

<適用時期>

平成22年4月1日以後修了する事業年度から廃止されます。

(注意点)

4月1日以後に修了する事業年度から適用となります。

3月末締め会社については最後の適用となりますので、ご注意ください。